

2 障第 2913 号
令和 3 年 3 月 2 日

事業者 各位

岡崎市長 中根 康浩

令和 3 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等の提出について（通知）

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における介護給付費等の算定は「平成 18 年厚生労働省告示第 523 号」に基づき、児童福祉法における障がい児通所給付費の算定は「平成 24 年厚生労働省告示第 122 号」に基づき、給付費算定に係る届出書を岡崎市に届け出ることとなっています。

例年 4 月 15 日を提出期限として提出いただいている変更届及び加算届ですが、令和 3 年度においては、基本報酬の見直しや新しい加算の創設など制度改正が行われます。それに伴い、報酬の算定要件や届出様式等の変更が見込まれます。

そこで、令和 3 年 4 月適用の当該届出書の提出内容及び提出方法については、様式等の準備が整い次第、別途通知いたしますので、御承知おきください。

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課施策係
TEL:0564-23-6165/FAX:0564-25-7650
Mail:shogai@city.okazaki.lg.jp